

20歳がスタート！ 国民年金

20歳になったみなさん、ご成人おめでとうございます。
国民年金は、20歳になったときから一生かかわってゆく社会保障制度のひとつで、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、**国民年金に加入することが義務づけられています**。就職・退職・結婚など人生の節目には、加入する種類が変更することがありますので、そのつど必ず確認するようにしましょう！

みんなの 国民年金



～国民年金には20歳以上60歳未満のすべての方が加入します～

学生、フリーター、自営業者
農業、漁業など



あなたは **第1号被保険者** です。
掛け金（令和3年度月額16,610円）を毎月納めなくてはなりません。

サラリーマン、公務員など
（厚生年金・共済組合の加入者・会社から健康保険証をもらっている方など）



あなたは **第2号被保険者** です。
掛け金は、給料から天引きされています。

サラリーマン、公務員
〈第2号被保険者〉に扶養されている配偶者（専業主婦など）



あなたは **第3号被保険者** です。
掛け金の負担はありませんが、配偶者の会社に届出をしなければなりません。

《掛け金を納めるのが大変なときは！？》

所得が少なく・失業した・学生なので収入がない・・・など、掛け金を納めるのが難しい時は、掛け金の免除制度（学生の方は、支払いを猶予される特例制度）があります。未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、もしもの時の「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。手続きしたい・よくわからないので話が聞きたい方は、一度窓口や電話で相談ください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
函館年金事務所 国民年金課（TEL 0138-56-1165）

児童手当制度に該当していませんか

●支給対象

児童手当等は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども（中学校修了前の子ども）を養育している方に支給されます。

●支給額

0歳～3歳未満	月額15,000円（一律）
3歳～小学校修了前	月額10,000円（第1子・第2子） 月額15,000円（第3子以降）
中学生	月額10,000円（一律）
特例給付	月額5,000円（一律）※所得制限額超過の方

●支払時期

児童手当は、2月～5月分の手当は6月に、6月～9月分の手当は10月に、10月～1月分の手当は2月に支払われます。

●認定請求

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、役場の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

【お問い合わせ先】

町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453

シーズン スポット 除雪・排雪 やってます

（有料広告）

- 2階建てまでに限る ●二人一組で一人一時間 3,300円
- 急こう配の屋根は要相談
- タイヤショベル及びダンプカー使用は各一時間5,500円
- シーズン契約あり



（株）東板金工業 代表 黒島司 2-5328